

# 国立大学法人東京外国語大学意向調査に係る実施要項

〔平成16年3月26日〕  
規 則 第 50 号

改正 平成18年11月7日規則第57号  
平成21年3月23日学長選考会議改正規則第47号  
平成22年6月9日学長選考会議改正規則第42号  
平成28年3月25日学長選考会議改正規則第2号  
平成30年9月19日学長選考会議改正規則第2号  
令和3年1月28日学長選考会議改正規則第3号  
令和4年1月26日学長選考会議改正規則第3号  
令和5年1月27日学長選考会議改正規則第2号

(趣旨)

第1条 この要項は、国立大学法人東京外国語大学学長選考・解任審査等規程（以下「規程」という。）第8条第3項に基づき、規程の実施について必要な事項を定める。

(意向調査の実施)

第2条 学長選考・監察会議（以下「選考会議」という。）は、学内の意向を把握するものとして意向調査を実施する。

(意向調査委員会)

第3条 選考会議に規程第5条第6項の意向調査（以下「調査」という。）の手続きを管理するため、意向調査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 前項の委員会は、次に掲げる者をもって充てる。ただし、選考会議の委員を除く。

- (1) 大学院総合国際学研究院の教員 2名
- (2) 大学院国際日本学研究院の教員 1名
- (3) アジア・アフリカ言語文化研究所の教員 1名
- (4) 事務局の職員 1名

3 委員会に委員長を置く。委員長は、選考会議が指名する。

4 委員長は、委員会及び調査を掌理する。

5 第2項の委員選出にあたっては、委員が欠員となった場合補充する者をあらかじめ定めておくものとする。

6 委員会は、選考会議が学長の選考を終えたときをもって解散する。

(調査の参加資格)

第4条 参加資格者は、専任の教員（テニュアトラック教員を含む）並びに専任の事務職員及び技術職員とする。

2 選考会議の委員は、参加資格を有しない。

3 調査実施日において休職中の者、出勤停止中の者、大学が承認した休業及び病気休暇中である者は、参加資格を有しない。

(調査にかかる公示)

第5条 調査の実施に当たっては、実施日の10日前までに様式1により次の事項を公示する。

(1) 規程第2条の該当事項

(2) 調査実施日時及び調査票の提出場所

(3) 規程第5条第5項に定める学長候補者として選定された者の氏名

2 委員会は、調査を実施する場合は、選定した学長候補者が学内に所信を表明する機会を設けることができる。

3 委員会は、候補者とした理由、候補者の経歴、候補者の意思表明書等を参加資格者に通知する。

(参加資格者名簿の確定)

第6条 委員会は、公示日において参加資格者を確定し、その名簿(様式2)を作成する。

(調査票)

第7条 調査票は、所定の用紙(様式3)を用いなければならない。

2 調査票は、調査実施の当日、提出所において前条に定める参加資格者名簿と照会確認のうえ、これを交付する。

(調査票の効力)

第8条 次の各号のいずれかに該当する調査票は、無効とする。

(1) 所定の調査票を用いないもの

(2) 2名以上の氏名を記載したもの

(3) 氏名の確認し難いもの

(4) 学長候補者として選定された者以外の氏名を記載したもの

(5) 白票

2 前項各号に定めるもののほか、調査票の効力につき疑義があるときは、委員会がこれを決定する。

(不在時の調査票提出)

第9条 不在時の調査票提出は、公示のあった日から実施日の前日までに、委員会が管理する提出所に参加資格者自ら行き、書面(様式4)をもって調査票及び封筒(様式5)の交付を請求し、交付を受けるものとする。

2 前項の書面は、不在時の調査票提出を行う者の所属する部局の長の証明を得るものとする。

3 調査票及び封筒の交付を受けた参加資格者は、その場所で自ら調査票に記入し、これを封筒に入れ、封をしたのち、表面に署名して提出する。

4 提出された調査票は、委員長が開封するものとする。

(調査結果)

第10条 調査結果は、提出期間終了後、委員会が直ちに確認する。

2 委員長は、調査結果を学内に公表するとともに、選考会議に報告するものとする。

附 則

この細則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成18年11月7日から施行する。

附 則

この細則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成22年6月9日から施行する。

附 則

この細則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成30年9月19日から施行する。

附 則

この要項は、令和3年1月28日から施行する。

附 則

この要項は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和5年1月27日から施行する。

様式1

公 示

国立大学法人東京外国語大学学長選考に係る意向調査を下記により実施する。

年 月 日

学長選考・監察会議議長

記

1. 調査票の記載方法 単記無記名

2. 調査日時 年 月 日 (○) ○時～○時

3. 調査票提出場所 ○ ○ ○ ○ ○ ○

4. 学長候補者指名

(50音順・敬称略)

○ ○ ○ ○  
○ ○ ○ ○  
.....

5. 不在時の調査票提出

(1) 調査票提出期間 年 月 日 (○) ～ 年 月 日 (○)

○時から○時まで

(2) 調査票提出場所 ○ ○ ○ ○ ○ ○

様式2

参加資格者名簿（五十音順）

年 月 日 確定

| 整理番号 | 氏 名 | 職 名 | 調査票<br>交付認印 | 備 考 |
|------|-----|-----|-------------|-----|
|      |     |     |             |     |
|      |     |     |             |     |
|      |     |     |             |     |
|      |     |     |             |     |
|      |     |     |             |     |
|      |     |     |             |     |
|      |     |     |             |     |

以上確認する。

意向調査委員会委員長 氏 名 ㊞

- (注) 1. 整理番号は、通し番号とする。  
 2. 名簿確定後、調査日までに参加資格を失った場合は抹消し、備考欄に参加資格を失った年月日を記載する。

様式3

(折り目)

(折り目)

(中)

(表)

|     |  |    |  |  |  |     |
|-----|--|----|--|--|--|-----|
|     | <p data-bbox="553 1077 592 1525">欄内に一名記入のこと</p> <table border="1" data-bbox="601 703 719 1536"><tr><td data-bbox="601 703 719 891">氏名</td></tr><tr><td data-bbox="601 891 719 1536"></td></tr></table> | 氏名 |  |  | <p data-bbox="1035 707 1118 1391">国立大学法人東京外国語大学<br/>学長候補者調査票</p> <table border="1" data-bbox="991 1346 1136 1536"><tr><td data-bbox="991 1346 1136 1536">大学印</td></tr></table> | 大学印 |
| 氏名  |  |    |  |  |  |     |
|     |  |    |  |  |  |     |
| 大学印 |  |    |  |  |  |     |

様式 4

年 月 日

学長選考・監察会議議長 殿

部局長職名

部 局 長 名 印

不 在 証 明 書

〇〇（部局名）所属の〇〇〇〇は、下記理由により、調査当日に調査票提出ができないことを証明する。

記

（提出ができない理由）

1. 用務の内容

2. 用務の期間

3. 用務の場所

4. その他

